

「被ばくからの自由」 訴え

東京電力福島第1原発事故を受けて、大阪へ自主避難している森松明希子さんが今年1月、466ページの大著を出版した。多くの示唆と知見を得たが、とりあえず1点だけ紹介しておきたい。

2020年の現時点でも、我が国は原子力緊急事態宣言が出されたままです。「緊急事態」が起きている状態だということを、いったいどれだけの国民が危機感を持って認識をしているのでしょうか。原子力緊急事態宣言が発出中にオリンピックを開催することに、国民は何の違和感もないくらいに麻痺しているようにしか私には見えません。

本書は関西の多くの新聞で取り上げられたが、ここでは毎日2月18日の表題記事を抜粋して紹介する。

避難後に講演会などで交わした議論から、自身や友人が被災して侵害された権利とは何なのかを考察。憲法の前文に「ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和の内に生存する権利を有する」とうたう平和的生存権に「被ばくからの自由」を重ね合わせた。

11年3月11日の事故発生時、森松さんは福島第1原発から西に60^{キロ}離れた福島県郡山市の自宅にいた。医師の夫が勤める病院に3歳の長男と生後5ヶ月の長女を連れて逃れ、避難指示区域がほぼ同心円状に広がったことを伝えるテレビにおびえた。長男を外で遊ばせず、幼稚園の送り迎えは常に速足。放射性物質が付着しているかもしれない道ばたの小石や花に手を伸ばせば「触っちゃダメ！」と叱った。

夫を残し、出身の兵庫県伊丹市に近い大阪に移った。避難指示区域の外側から逃れた森松さんらは「自主避難者」とされた。経済的な理由で福島県内にとどまる友人は、放射線被害におびえながら生活していたという。

国民の命を守るため、政府は適切な情報を出しただろうか。被ばくから逃れるため、選択肢を提供してくれただろうか。国と東電を相手取った訴訟の原告らでつくる「原発被害者訴訟原告団全国連絡会」の共同代表として、弁護士らとも議論を重ねた。18年には事故で避難を余儀なくされた窮状を国連でも訴えた。そして気付いた。「希望した放射線防護策を選べなかったのは、憲法で保障されている『被ばくからの自由』が確立されていなかったからだ」

体験を踏まえ、著作では福島から避難した児童へのいじめからメディア報道、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言で抑制される私権までを考察した。森松さんは言う。「憲法に照らせば『被ばくからの自由』は既に認められている権利だ。再び原発事故が起きたら、あなたはどうするのか。この本から考えてほしい。緊急時こそ、権利は奪われやすいのだから」

(2021年5月11日)